

令和8年度第1回八王子市障害者地域自立支援協議会 全体会 要点録

1. 日時 令和8年（2026年）4月30日（木曜）14：00～16：15

2. 会場 八王子市役所 801 802 会議室

3. 出席者（順不同、敬称略）

・委員 23名

塚田芳昭、矢嶋里絵、沢田哲也、遠津孝保、中島美穂子、高嵯瑞貴、山川徹、有賀豊
根岸京、氏平啓子、土居幸仁、杉浦貢、平田紳次、田丸俊彦、百瀬慎、恒川礼子
井上美保、米倉敏夫、井出勲、尾川幸次、太田敏夫、上野良一、原のぞみ

・事務局（市）

菅野匡彦、安岡昭司、山本直樹、花坂健介、金子正明、小林遼平、米かおり、吉崎桃子
塩澤紀子、喜尾盛頭、中沢学

・その他 支援者、事務補助員等の入室あり

※会議：公開、傍聴：0人

4. 次第

1 発令（委嘱状交付）

2 市長挨拶

3 委員自己紹介

4 市職員紹介

5 議題

（1）会長等の選出

（2）協議会の運営体制（組織）・会議日程

（3）各部会の今年度活動計画

（4）障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の中間見直しについて

6 その他

5. 資料

【資料1】 八王子市障害者地域自立支援協議会 設置要綱

【資料2】 八王子市障害者地域自立支援協議会 運営要領

【資料3】 八王子市障害者地域自立支援協議会 委員名簿

【資料4】 八王子市障害者地域自立支援協議会 令和8年度組織図

【資料5】 八王子市障害者地域自立支援協議会 令和8年度会議日程表

【資料6】 令和8年度八王子市障害者福祉課業務体制

- 【資料7-1】 権利擁護推進部会 活動報告資料
- 【資料7-2】 権利擁護推進部会 活動計画資料
- 【資料7-3】 権利擁護推進部会 運営・進行についてのお願い
- 【資料7-4】 相談支援地域移行部会 活動報告資料
- 【資料7-5】 相談支援地域移行部会 活動計画資料
- 【資料7-6】 就労支援部会 活動報告資料
- 【資料7-7】 就労支援部会 活動計画資料
- 【資料7-8】 子ども部会 活動報告資料
- 【資料7-9】 子ども部会 活動計画資料
- 【資料7-10】 地域継続支援部会 活動報告資料
- 【資料7-11】 地域継続支援部会 活動計画資料
- 【資料8】 障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の中間見直しについて
- 【資料9】 八王子市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会からの検討依頼文

6. 内容

1 発令

市長より委嘱状交付

2 市長挨拶

3 委員自己紹介

4 市職員自己紹介

・4月の人事異動により、部課長が下記のとおりとなった。

福祉部長：菅野部長

生活福祉担当部長：櫻田部長（前障害者福祉課長）

障害者福祉課長：安岡課長

障害者支援担当課長：山本課長

※障害者数の増加・ニーズ複雑化に対応し、令和7年度より課長2名体制に移行。

・業務分担

山本課長ライン：市民に近い業務を担当

安岡課長ライン：その他業務及び総括的役割

※担当分け及び担当主査は資料6のとおり。

5 議題（1）会長等の選出

・協議会運営要領に基づき、以下を選出する。

会長・副会長：委員の互選

運営会議委員：委員から 10 名程度選出

運営会議の座長・座長代行：運営会議委員の互選

- ・会長及び副会長については、4 月 10 日の暫定委員による運営会議において事前に話しており、前任期に引き続き、会長に塚田委員、副会長に矢嶋委員の推薦をいただいている。
→ 出席委員から異議なしのため、会長は塚田委員、副会長は矢嶋委員に決定した。
- ・運営会議の委員及び座長・座長代行については、前任期からの継続を基本とし、退任した委員については後任者に就任をお願いしたいと考えている。運営会議委員の候補者は、塚田、光岡、松尾、遠津、中島、高寄、山川、根岸、氏平、土居、杉浦の各委員である。座長には土居委員、座長代行には塚田委員の推薦をいただいている。
→ 出席委員から異議なしのため、上記 11 名を運営委員に決定した。
あわせて、座長は土居委員、座長代行は塚田委員に決定した。

5 議題（2）協議会の運営体制（組織）・会議日程

- ・資料 1（要綱）、資料 2（要領）は令和 7 年度から変更なし（各自確認）。
- ・資料 3（名簿）
継続委員 22 名、新任委員 5 名の計 27 名
- ・資料 4（組織図）
基本的に令和 7 年度から変更なし。全体会のほか運営会議を設置している。
5 部会があり、テーマごとに協議を重ねる。部会内に連絡会・ワーキンググループを設置している。部会の運営について、開催方法・頻度は部会ごとに異なる。今後、部会から全体会へ地域課題の共有方法等を整理予定である。各部会の活動報告は運営会議や全体会で行う。
- ・資料に表記はしていないが、基幹相談支援センターの職員も、全体会の委員の他、部会の事務局として関わっている。
- ・資料 5（会議日程）
毎年定例的に年 4 回開催しているが、今年度は障害者計画の中間見直しがあるため、資料で示した日程が変更になる可能性がある。

5 議題（3）各部会の今年度活動計画

【権利擁護推進部会】

- ・本部会は、障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例（差別禁止条例）を生かし、充実させることを目的に自立支援協議会内に設置されたものであり、差別や虐待等の課題に取り組んでいる。
- ・月 1 回定例会を開催している。
- ・「条例の普及啓発」と「障害者サポーター養成講座」を 2 本柱とし活動している。
- ・「条例の普及啓発」では、イベント出展やガイドブック作成を行う。学校教育でのガイドブック活用に向け、教育委員会との連携を検討している。

- ・「障害者サポーター養成講座」では、障害者差別解消法の改正等により合理的配慮が事業者に義務化されたことを踏まえ、障害理解や合理的配慮、社会モデルの考え方を伝えている。当事者と非当事者がファシリテーターとなり、グループワーク形式で年3回程度開催しているが、参加しやすい日時・会場確保が課題である。ファシリテーターの養成にも取り組んでいる。
- ・虐待防止研修への協力、市職員向け研修への当事者参画に取り組んでいる。

【質疑応答】

委員

障害者サポーター養成講座の受講により、その後の具体的なステップアップや活動につながる仕組みはあるのか。講座ではどのような内容を学ぶのか。ファシリテーターとは何か。

委員

受講者には任意で協力者登録をしてもらい、ボランティア活動等への参加を案内している。希望者にはファシリテーター養成講座への参加を促し、講座運営への参画につなげている。ファシリテーターには、グループ内で参加者全員が均等に発言できるよう配慮し、円滑な進行と活発な議論を促す役割がある。

委員

障害者サポーター養成講座には事業者や地域住民等多様な参加者がおり、身近な場面での支援の在り方を検討している。障害は本人の努力だけでなく、配慮や声かけにより解消される面もある。当事者もファシリテーターとして参加し、具体的な支援方法やニーズを伝えている。

委員

周知イベント（八王子いちょう祭り）について。手話体験について、令和8年度の実施予定の有無を確認したい。また点字体験に加え、弱視の見え方や補助具等の体験も取り入れていただきたい。

委員

手話体験は例年実施しているが、協力団体の状況により実施の有無は変動するため、令和8年度は未定である。点字体験については、弱視等多様な障害の理解を含める必要性は既に意見をいただいております。今回の提案も踏まえ検討する。

【相談支援地域移行部会】

- ・相談支援体制の推進と地域移行支援（長期入院者の退院支援）を主テーマとして取り組んでいる。
- ・相談支援ワーキングでは、事業所支援やネットワーク強化、事例検討・交流会等を実施している。地域移行支援推進ワーキングでは、地域移行阻害要因の整理や精神科病院等との連携、関係構築について協議した。
- ・令和7年度は定例会議として全体会（年2回）、相談支援ワーキング及び地域移行支援推

進ワーキング（各年2回）で構成し、令和8年度も同様の体制で活動を予定している。

【質疑応答】

なし

【就労支援部会】

- ・定例会において、地域課題の共有やアンケートの実施、意見交換を行い、就労移行支援に関する課題として、マッチングの難しさや事業所の定員不足等の整理を行った。
- ・特別支援学校卒業後の進路に関する支援体制の調整や支援に取り組むとともに、就労支援関係機関による連絡会を年4回開催し、情報共有や連携強化を図った。
- ・卒業生の支援移行に係る調整や受入体制の確保を進め、就労選択支援事業への移行に伴う調整及び仕組み整備を行った。
- ・令和8年度においても同様の体制で実施する。

【質疑応答】

委員

就労分野の主な課題として、求職者不足による企業とのマッチングの困難さ、生活支援の難しさの2点があると聞いている。簡単に説明して欲しい。

委員

障害者雇用率の上昇に伴い企業からの求人は増加しているが、安定就労が可能な人材とのマッチングが難しく、雇用に結びついていない状況が継続している。特に精神障害のある求職者は、雇用保険加入に必要な就労条件を満たすことが難しいことも多く、就労へのハードルとなっている。在宅勤務や短時間雇用等の柔軟な働き方も導入されているが、自己管理や体調維持の課題もあり、十分な解決には至っていない。どのような求人であれば就労可能か、また効果的な求人開拓やマッチングの在り方について、現状把握を含めた検討が必要である。

さらに、就労継続には生活面の安定が不可欠であるが、家族や本人の高齢化、介護問題、金銭トラブル、犯罪被害等、生活課題が複雑化・長期化している実態がある。

長期支援の中で、本人の体力低下や就労継続困難といった新たな課題も生じており、就労支援と生活支援を一体的に捉えた対応の重要性を感じている。

これらの課題に対応するため、地域全体で支える仕組みづくりの検討、関係者から幅広く意見収集しながら取り組みたい。

【子ども部会】

令和7年度活動報告

- ・全体会2回を開催し、各ワーキングの活動を共有及び意見交換を実施した。
- ・医療的ケア児ワーキングでは、在宅レスパイト時間数、情報不足や社会資源・人材不足等の課題を整理し、同ワーキングは終了した。
- ・児童発達支援・放課後等デイサービスワーキングでは、事業所間の連携強化及び質向上に

向けた事業所訪問・交流会・事業所見学会を実施した。

- ・発達障害児ワーキングでは、支援体制の可視化を行い、連携不足や支援の途切れ等の課題を整理した。
- ・多機関連携の強化、人材育成、早期支援及びアウトリーチの充実が必要な課題として認識された。

令和 8 年度活動計画

- ・全体会を 4 回開催し、移行期課題や制度見直し等を協議する。
- ・全体会のテーマ
 - ①高校生年代から成人移行期の現状と課題
 - ②知的障害児の現状と課題
 - ③障害者計画・第 7 期障害者福祉計画・第 3 期障害児福祉計画の中間見直しについて
 - ④医療的ケア児支援法改正について、情報共有と意見交換
- ・児童発達支援、放課後等デイサービスワーキングの活動を行う。各ワーキングは今後、連絡会化も検討していきたい。

【質疑応答】

委員

子ども部会のワーキングが整理され、児童発達支援及び放課後等デイサービスの 2 つに絞った意図・理由を教えてください。

委員

医療的ケア児ワーキングについては課題整理が進み、共通課題として他会議体での検討へ移行するため一区切りとした。

発達障害児ワーキングについても課題整理が進んだため一区切りとし、今後は全体会等で共有しながら発展的に検討していく方針とした。

【地域継続支援部会】

- ・委託・拠点事業所連絡会、グループホーム連絡会、日中活動支援事業者連絡会の 3 つの連絡会を中心に構成されている。各連絡会が個別に活動しつつ、共通課題について部会で協議している。

令和 7 年度活動報告

- ・人材確保や地域ニーズ、事業所配置等の課題について検討を行い、あわせて行動障害に関する研修の実施や、外出支援及び医療的支援に関する実態調査を実施した。
- ・拠点事業においては緊急時対応の強化に向けた体制整備や事業所の拡充に取り組むとともに、グループホーム及び日中活動分野においても交流や研修、実態把握等の取組を継続して実施した。

令和 8 年度活動計画

- ・年 3 回程度の開催を予定し、共通課題や地域ニーズに関する検討を継続するとともに、移動支援事業所（ガイドヘルプ）の調査結果の共有、強度行動障害に関する支援の検討会の

開催を予定している。

- ・各連絡会の活動を継続し、相互の連携強化を図る。

【質疑応答】

なし

5 議題（４）障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の中間見直しについて

【事務局より説明】

- ・「障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」（計画期間：令和6～11年度）を一体で策定している。毎年度モニタリングを実施し、令和8年度に中間見直しを実施する。
- ・見直しの方向性は次のとおり。
障害福祉計画（第7期→第8期）、障害児福祉計画（第3期→第4期）を更新する。
対象期間：令和9～11年度。
国方針、社会情勢、モニタリング結果、協議会抽出課題を反映させる。
基本目標・基本方針は継承、柱・施策は原則維持し必要に応じ修正する。
キーワード：「質の向上」（事業者指定の見直し等を軸に対応）
- ・市と自立支援協議会主体で見直しを行う。見直し作業は運営会議を中心とし、全体会で意見聴取を行う。
- ・社会福祉審議会から依頼を受け、全体会で検討し結果を返す体制とする。
- ・スケジュールは次のとおりを想定して資料5裏面のようなスケジュールを立てていたが、市内部手続きや市議会への報告スケジュールから、全体的に前倒しになる可能性あり。
令和8年5月：検討開始
令和8年12月まで：素案作成
令和9年1月：パブリックコメント実施
令和9年2月：答申・最終決定
※会議日程は流動的である。
- ・運営会議は開催回数の増加、全体会は書面開催の可能性はある。

6 その他

事務局より3点の連絡・報告事項あり

（１）選挙時の情報保障

- ・令和8年3月9日に開催された自立支援協議会全体会において、視覚障害者の投票に関する情報保障の不備が課題として提起されたことを受け、4月2日に選挙課を交えた意見交換会を実施し、投票所での対応等について課題の共有を行った。
- ・その際に国等への要望を行う方針が示されたことについて、公益社団法人東京都盲人福祉協会から東京都に対し、4月中に要望を提出することが決定されたと報告があった。
- ・要望の結果等については、適宜報告する予定である。

(2) 施設の移転について

- ・八王子市小児・障害メディカルセンターは、昭和 55 年建築で築 46 年である。市の中長期保全計画は大規模修繕の対象だが、利用者の特性から“居ながら工事”が困難と判断、移転が決定している。八王子市心身障害者福祉センター（昭和 55 年建築）、八王子市障害者療育センター（平成 4 年建築）についても同様であることから移転が決定している。
- ・当該 3 施設については、機能的な親和性及び公共施設マネジメントの観点から、複合化して整備する方針であり、移転先は子安町四丁目の医療刑務所跡地（国有地）を候補地として検討している。
- ・令和 8 年度は庁内検討を進めるとともに、10 月には有識者等による検討会を設置し、利活用方針の策定を行う予定である。
- ・今後も適宜情報提供を行い、関係者から意見を求めていく考えである。

(3) 物価高騰対策給付金や東京アプリ等の周知

- ・物価高騰対策として「桑都のまち応援給付金」の申請を受け付けている。現金（5,000 円）またはデジタル地域通貨（桑都ペイ：6,000 円相当）を選択して受給可能である。電子申請案内に続き、未申請世帯（約 12 万 7 千世帯）を対象に、郵送申請も可能な確認書を 4 月 24 日に発送した。申請に不安がある方向けに特設窓口を設置している。
- ・本内容について、所管より関係団体へのメール周知の依頼があり、周知方法として八王子障害者団体連絡協議会事務局への情報提供や、今後も同様の案件は八王子障害者団体連絡協議会へ共有する運用でいいか。よければ、今後そういった相談が所管からあった場合、八王子障害者団体連絡協議会に情報提供するよう伝えたい。

【質疑応答】

八王子障害者団体連絡協議会関連委員

その運用で構わないが、八王子障害者団体連絡協議会だけでは周知に限りがあるので、他の手段も検討する必要がある。

(4) 次回全体会について

9 月 4 日（金曜）午後 2 時から

八王子市役所 801 802 会議室で開催予定

ただし、計画の中間見直しの状況により臨時開催や日程変更の可能性はある。

以上